

はみ出し樹木の切り取りを

生け垣や樹木が宅地・山林などから道路にはみ出ると、道幅が狭くなり、通行の妨げになります。

また、カーブミラーや道路標識が見えなくなるなど大変危険です。

枝のはみ出しや落ち枝などが原因で事故が発生した場合、責任を問われることもあります。定期的な枝切りや山林樹木の伐採などをお願いします。

作業時の注意

- 電線がある場所での伐採作業は危険です。事前に東京電力やNTTに連絡して、立ち会いのもとで行なってください。
- 交通車両、歩行者の安全確保と、樹木からの転落などに十分ご注意ください。



問 合 せ 県秩父県土整備事務所 ☎22-3715

金剛石婚・金婚の御夫婦をお祝いします

令和7年中に金剛石婚・金婚を迎えられるご夫婦はお申し出ください。慶寿の祝いにご招待します。

金剛石婚(結婚60年)

昭和40年1月1日から12月31日までに婚姻届を出されたご夫婦

金婚(結婚50年)

昭和50年1月1日から12月31日までに婚姻届を出されたご夫婦

申し出

6月27日(金)までに下記へお申し出ください。
町に本籍がないかたは、婚姻日を証明できる戸籍謄本などの提示が必要です。
※招待状は9月中旬に送付します。

問 合 せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233
町社会福祉協議会 ☎62-4615

悪質な訪問業者に注意

このような言動には注意

- 悪質なリフォーム
 - ・無料で屋根を点検します
 - ・屋根瓦がずれている、外壁が壊れそう
 - ・今すぐ修理が必要です
- 悪質な訪問購入
 - ・不要品を買い取ります
 - ・貴金属も見せてください



突然の訪問を受けたときは

- 安易に自宅に入れない
- その場で点検させない、契約しないように注意してください。



けいさつ総合相談センター #9110
消費者ホットライン 188

問 合 せ 秩父警察署 ☎24-0110

戸籍に記載する振り仮名を通知

5月26日(月)に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されます。

それに伴い、戸籍に記載する予定の振り仮名を通知します。通知の振り仮名に誤りがある場合は、令和8年5月25日までに下記窓口へご連絡ください。なお、振り仮名が正しい場合は連絡不要です。
詳細は法務省ホームページをご確認ください。

※振り仮名の届出に手数料は一切かかりません。
※届出をしなかった場合も罰則や罰金はありません。



法務省ホームページ

問 合 せ 法務省コールセンター
☎0570-05-0310
※土・日・祝日・年末年始は除く